



事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府長岡京市開田1-6-6		氏名(法人にあっては、名称) 三菱製紙株式会社京都工場 執行役員工場長 田口量久				
京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。						
特定事業者の 主たる業種	化学工業 写真感光材料製造業(写真用感光紙・印刷製版材料・インクジェット用紙)					
該当する事業者 要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))					
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月					
基本方針	ボイラーの原燃料転換とエネルギー消費効率改善及び設備の省エネ化推進で、20%以上のCO2削減を目指す。					
推進体制	ISO14001の推進母体である工場環境マネジメント組織のエネルギー委員会を中心に推進する。					
年度ごとの具 体的な取組 及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容			
	平成18年度	ボイラー設備	貫流ボイラーエネルギー転換(A重油→都市ガス13A)を平成19年1月に実施した。			
	平成18年度	工場設備	乾燥設備の風量削減、不要冷凍機・空調設備等の停止・廃止・統廃合及び老朽化設備の省エネ化更新を実施した。			
	平成19年度	工場設備	乾燥設備の風量削減、不要冷凍機・空調設備等の停止又は廃止及び老朽化設備の省エネ化更新を計画。			
温室効果ガス の排出量等	排出区分	基準年度(実績) (平成17年)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (平成19年)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)	報告年度(実績) (平成18年)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (実績) (%)
	A 事業所等排出区分	28,050 t	21,641 t	-22.8 %	27,418 t	-2.3 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%
	C その他排出区分	t	t	%	t	%
	排出合計	*1 28,050 t	*2 21,641 t	-22.8 %	*4 27,418 t	-2.3 %
その他の地球 温暖化対策に よる温室効果 ガスの削減量 等	対策等の区分	目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))		報告年度(実績) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t			
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t			
	自然エネルギーを利用した 電力又は熱の供給	(発電量) kWh	(削減量) t			
		(熱供給量) GJ	(削減量) t			
	グリーン電力の購入	(購入量) kWh	(削減量) t			
	削減量等合計	*3 t		*5 t		
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績) *1 28,050 t	目標年度(計画) (*2)-(*3) 21,641 t	削減率(計画) -22.8 %	報告年度(実績) (*4)-(*5) 27,418 t	削減率(実績) -2.3 %	
特記事項	1. 生産量は基準年度(平成17年度)に対し増減はないものとして目標年度(平成19年度)の計画をしたが、報告年度(平成18年度)の実績値は11.8%増となった。 2. 平成2年度(1990年度)CO2排出量 22,581 t (CO2換算) 3. エネルギー原単位(CO2基準)は平成2年(1990年度)を100%として 基準年度(平成17年度)91.7% 目標年度(平成19年度)70.5% に対し 報告年度(平成18年度)の実績値80.2%となった。					
連絡先	担当部署					
	担当者氏名					
	住所					
	電話番号					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
 5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実施、特定フロンなどの条約指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。